

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所と
国公私立大学図書館協力委員会との間における連携・協力の推進に関する
協定書

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所（以下「甲」という。）
と国公私立大学図書館協力委員会（以下「乙」という。）は、包括的な連携・協力の推進にあたり、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、総合目録データベースの構築、機関リポジトリの推進、
教育研修などの事業を通じて構築してきたこれまでの連携・協力関係を踏まえ、昨今
の学術情報の急速なデジタル化の進展の中で、我が国の大学等の教育研究機関において不可欠な学術情報の確保と発信の一層の強化を図ることを目的（以下「本目的」という。）とする。

（連携・協力の推進）

第2条 甲及び乙は、本目的を達成するために、次の事項について連携・協力を推進する。

- (1) バックファイルを含む電子ジャーナル等の確保と恒久的なアクセス保証
体制の整備
- (2) 機関リポジトリを通じた大学の知の発信システムの構築
- (3) 電子情報資源を含む総合目録データベースの強化
- (4) 学術情報の確保と発信に関する人材の交流と育成
- (5) 学術情報の確保と発信に関する国際連携の推進
- (6) その他本目的を達成するために必要な事項

2 前項の事項について連携・協力を進めるために、甲及び乙は大学図書館と国立情報学研究所との連携・協力推進会議を設置する。また、必要に応じて、この会議の下に、具体的な調査・検討及び事業等を実施するための組織を設置することができる。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成33年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに解除の申し出がない場合には、さらに5年間延長するものとし、以後同様とする。

(協定の解釈等)

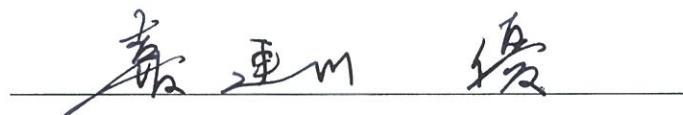
第4条 本協定の解釈に疑義を生じた場合、若しくは、本協定に定めのない事項が生じた場合は、甲及び乙は、誠実に協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ1通を保管する。

平成28年3月18日

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構
国立情報学研究所

所長 喜連川 優 (署名)



平成28年3月28日

国公私立大学図書館協力委員会委員長
慶應義塾大学メディアセンター

所長 赤木 完爾 (署名)

